

特別障害者手当について

令和2年10月
名古屋市健康福祉局障害企画課

目的

精神又は身体に著しく重度の障害を有する方に特別障害者手当を支給することにより、福祉の増進を図る。

対象者

名古屋市に住民票がある20歳以上で重度の障害の状態にある方。所得制限あり。
※診断書の内容を元に判定を受け、その結果認定された方が支給対象となります。

手当額

(令和2年度)

区分	障害の程度	支給月額
1種	身体障害者手帳1・2級かつ愛護手帳1・2度	39,200円
2種	身体障害者手帳1・2級又は愛護手帳1・2度	33,400円
3種	重度の障害を有する方	32,350円

支給時期

2月、5月、8月、11月

【支給対象外となる場合】

①入所施設に入所している場合

(例)

- ・障害者総合支援法に規定する障害者支援施設(生活介護を受けている場合のみ)
- ・障害者総合支援法に規定する療養介護を利用した病院
- ・生活保護法に規定する救護施設又は厚生施設
- ・老人福祉法に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームなど

②病院又は診療所に継続して3か月を超えて入院している場合

③所得が所得制限額を超えている場合

所得制限限度額表

扶養親族等の人数	受給者本人	配偶者及び扶養義務者
0人	3,604,000円	6,287,000円
1人	3,984,000円	6,536,000円
2人	4,364,000円	6,749,000円
3人	4,744,000円	6,962,000円
4人	5,124,000円	7,175,000円
5人	5,504,000円	7,388,000円

手続きに必要な書類

認定請求書、所得状況届、口座振替申込書、
診断書(障害者手帳の取得状況により省略できる場合あり)、
公的年金の収入金額がわかるもの(例、年金証書)など。
※戸籍謄本や住民票などの書類が必要な場合もあります。

愛知県在宅重度障害者手当との関係

愛知県が定める在宅重度障害者手当は、特別障害者手当と同時に受け取ることはできません(手当額の多い特別障害者手当が優先されています)。ただし、所得制限により特別障害者手当が支給停止となった場合、その期間において、在宅重度障害者手当を受給することができます。

その他

- ・原爆被爆者の介護手当を受給している場合は、支給額が調整されます。
- ・公害健康被害補償法による障害補償費を受給している場合、当該補償費の額が調整されます。
- ・予防接種法による障害年金を受給している場合、当該年金額が調整されます。

手続き・ご相談

住民票のある区の区役所福祉課(支所管内は支所区民福祉課)にご相談ください。